草加市
地域生活支援拠点等事業説明会

草加市　健康福祉部　障がい福祉課

SOKA CITY
©2020 草加市

目　次

【第１部】　対象：参加者全員

１．国が示している地域生活支援拠点等概要説明について

（１）地域生活支援拠点等が必要とされている背景

（２）国が示している地域生活支援拠点等の機能

（３）国が示している地域生活支援拠点等の整備手法

２．草加市が運用する地域生活支援拠点等概要説明について

（１）草加市内の障がい者を取り巻く現状

（２）草加市の地域生活支援拠点等の整備の考え方

（３）草加市地域生活支援拠点等の機能

３．草加市地域生活支援拠点等整備に係る令和３年度(2021年度)以降の動きについて

➢ 令和３年度(2021年度)以降の草加市地域生活支援拠点等の動きについて

【第２部】　対象：相談支援、短期入所事業所

４．草加市地域生活支援拠点等の事業者登録について

（１）事業者登録の流れ及びスケジュールについて(別紙参照)

（２）質疑応答

SOKA CITY
©2020 草加市

１－（１） 地域生活支援拠点等が必要とされている背景

１． 地域生活支援拠点等のはじまり

〇地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年6月20日成立・同年6月27日公布)における衆参両院の附帯決議において、「障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援の在り方について、早急に検討を行うこと」とされた。

〇平成25年10月に取りまとめられた「障害者の地域生活の推進に関する検討会」において、地域における居住支援に求められる機能を整理し、第4期障害福祉計画の基本指針に**「地域生活支援拠点等」の整備についての指針**が示された。

２． 地域生活支援拠点等が必要とされている背景

〇障がい者の地域移行

〇障がい者の重度化・高齢化

〇親亡き後の支援

→ 障がい者が安心して地域で生活できる環境の整備

３． 地域生活支援拠点等の目的

地域生活支援拠点等には、次の２つの目的があります。

（１） 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

→ **地域における生活の安心感を担保する機能を備える。**

（２） 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援

→ **障がい者等の地域での生活を支援する。**

SOKA CITY
©2020 草加市

１－(２)　国が示している地域生活支援拠点等の機能①

国が示している地域生活支援拠点等の５つの機能

機能	内容
相談	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録 した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う。
緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入れ体制を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

SOKA CITY
©2020 草加市

１－(２) 国が示している地域生活支援拠点等の機能②

国が示している地域生活支援拠点等の５つの機能(詳細)

必要な機能【大分類】	必要な機能【小分類】
１　相談	①コーディネーターの配置
	②緊急時支援が見込めない世帯の事前把握・登録
	③常時の連絡体制の構築
２　緊急時の受け入れ・対応	①短期入所を活用した常時の緊急受入れ体制の確保
	②介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急
	③医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
３　体験の機会・場	・地域移行支援や親元からの自立等にあたってのGH等の利用
４　専門的人材の確保・養成	医ケア・行動障害・高齢化に伴い重度化した障害者に対して
	①専門的な対応を行うことができる体制の確保
	②専門的な対応ができる人材の養成
５　地域の体制づくり	①コーディネーターの配置
	②地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保
	③地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

SOKA CITY
©2020 草加市

１－(３) 国が示している地域生活支援拠点等の整備手法

地域生活支援拠点等の整備手法は、多機能拠点整備型、面的整備型の２つ

①多機能拠点整備型：居住支援のための機能を一つに集約し、地域の障害者を支援するもの

②面的整備型：地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援するもの

→ 草加市では、②面的整備型で整備をしています。

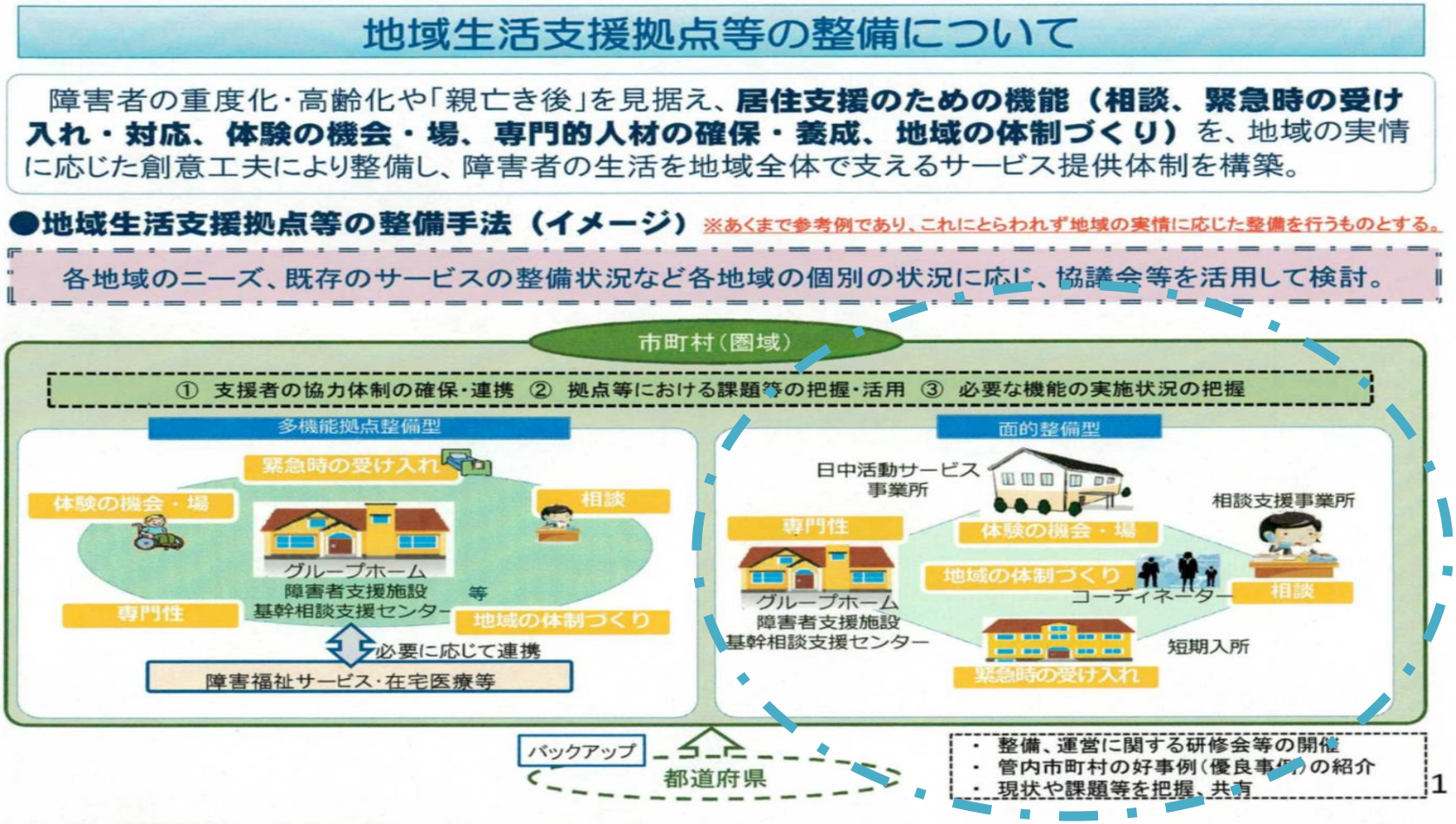

SOKA CITY
©2020 草加市

2－(1) 草加市内の障がい者を取り巻く現状

1-1. 本市の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

	平成27年(2015年)	平成28年(2016年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	平成31年(2019年)	令和２年(2020年)
１級	2,130	2,178	2,210	2,198	2,220	2,259
２級	961	975	947	916	904	904
３級	1,097	1,116	1,087	1,050	1,032	1,014
４級	1,404	1,404	1,436	1,405	1,451	1,467
５級	326	347	356	346	347	345
６級	259	269	274	285	286	290
合計	6,177	6,289	6,310	6,200	6,240	6,279

(2) 療育手帳所持者数の推移

	平成27年(2015年)	平成28年(2016年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	平成31年(2019年)	令和２年(2020年)
○A	239	246	252	264	288	297
A	307	314	325	325	356	369
B	361	378	402	418	453	473
C	337	364	380	434	500	530
合計	1,244	1,302	1,359	1,441	1,597	1,669

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	平成27年(2015年)	平成28年(2016年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	平成31年(2019年)	令和２年(2020年)
１級	101	98	105	101	122	127
２級	846	917	967	1,052	1,141	1,222
３級	307	339	367	398	514	571
合計	1,254	1,354	1,439	1,551	1,777	1,920

SOKA CITY
©2020 草加市

1-2. 本市の状況（障害者手帳の将来推計）

		総人口	身体障がい者（児）		知的障がい者（児）		精神障がい者（児）	
			人数	対人口比	人数	対人口比	人数	対人口比
推計値	令和３年(2021年)	249,952	6,377	2.55%	1,745	0.70%	2,036	0.81%
	令和４年(2022年)	251,154	6,424	2.56%	1,827	0.73%	2,161	0.86%
	令和５年(2023年)	251,738	6,452	2.56%	1,904	0.76%	2,281	0.91%
	令和６年(2024年)	252,811	6,490	2.57%	1,987	0.79%	2,406	0.95%
	令和７年(2025年)	253,993	6,529	2.57%	2,072	0.82%	2,532	1.00%
	令和８年(2026年)	254,626	6,552	2.57%	2,153	0.85%	2,653	1.04%
	令和９年(2027年)	255,027	6,570	2.58%	2,232	0.88%	2,773	1.09%
	令和10年(2028年)	255,240	6,582	2.58%	2,310	0.91%	2,891	1.13%
	令和１１年(2029年)	255,369	6,589	2.58%	2,387	0.93%	3,007	1.18%

⇒ 年々増加傾向であると推計される

SOKA CITY
©2020 草加市

2－(２) 草加市の地域生活支援拠点等の整備の考え方

○ 草加市地域生活支援拠点の対象者

地域生活支援拠点の整備対象

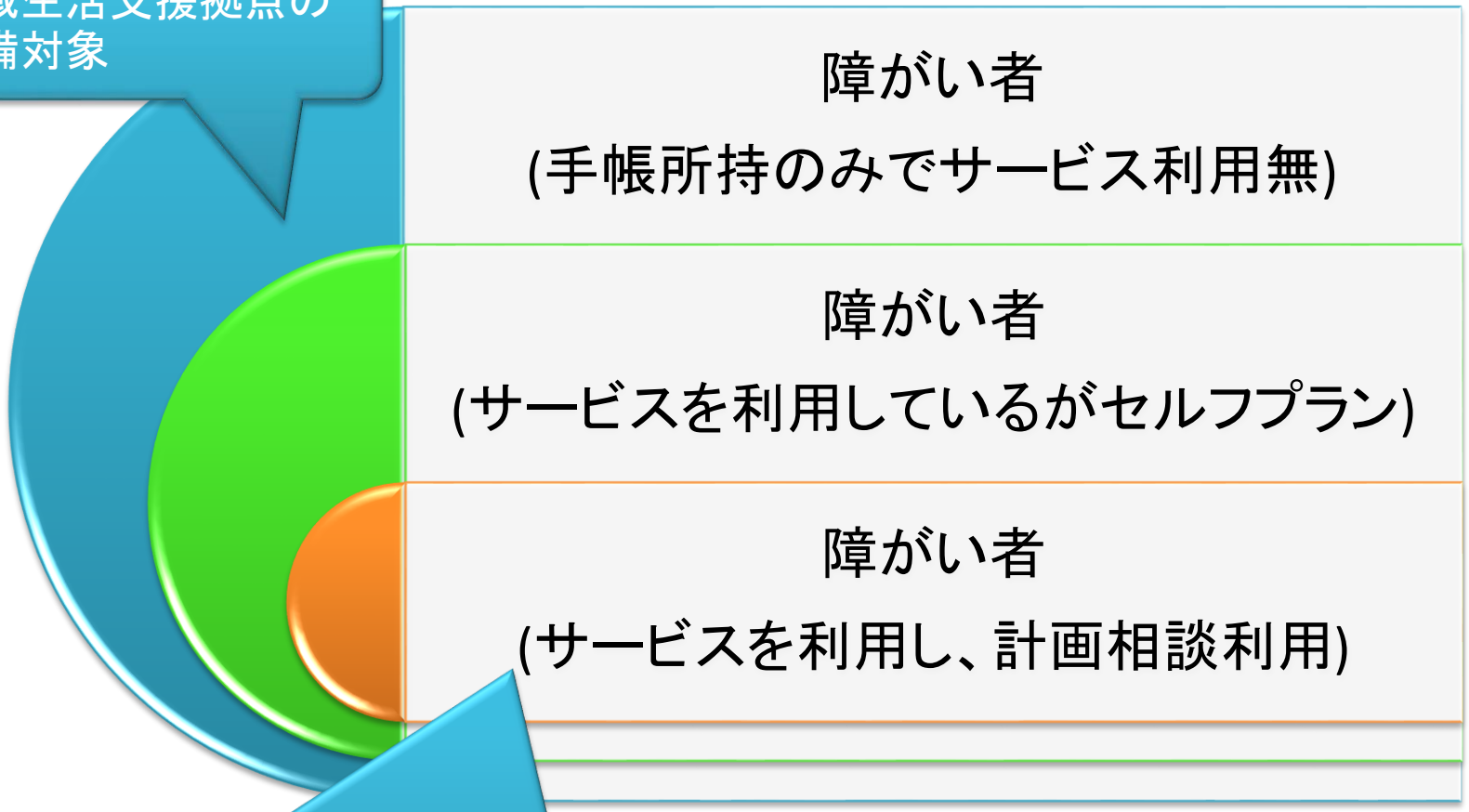

令和３年度の地域生活支援拠点等の制度設計をするにあたり、対象とする障がい者

SOKA CITY
©2020 草加市

2－(２) 草加市の地域生活支援拠点等の整備の考え方

1　草加市自立支援協議会での協議

・平成３０年度(2018年度)より草加市自立支援協議会の相談支援部会及びくらし部会にて事業所間の情報連携の不足が課題としてあり、それぞれの事業所が同じ水準の情報を共有し、支援に生かすため、「基本情報シート」の作成を実施してきたところ。

〇草加市地域生活支援拠点等の整備にあたって、草加市自立支援協議会で協議をしてきた地域課題を解決し、効果的な地域生活支援拠点等を整備することを目的として、スムーズな情報連携を図ることのできる相談体制の充実を基礎とし、地域生活支援拠点等を整備しました。

相談体制の充実の観点から草加市地域生活支援拠点等で整備した機能
・基本情報シート
・チェックシート
・あんしんシート

2　草加市地域生活支援拠点等の整備

・地域生活支援拠点等の整備の中で、相談機能、緊急時の受け入れ・対応の機能の整備が求められており、草加市自立支援協議会で課題としてあった事業所が同じ水準の情報を共有することが解決できないか。

SOKA CITY
©2020 草加市

3 草加市地域生活支援拠点等のイメージ

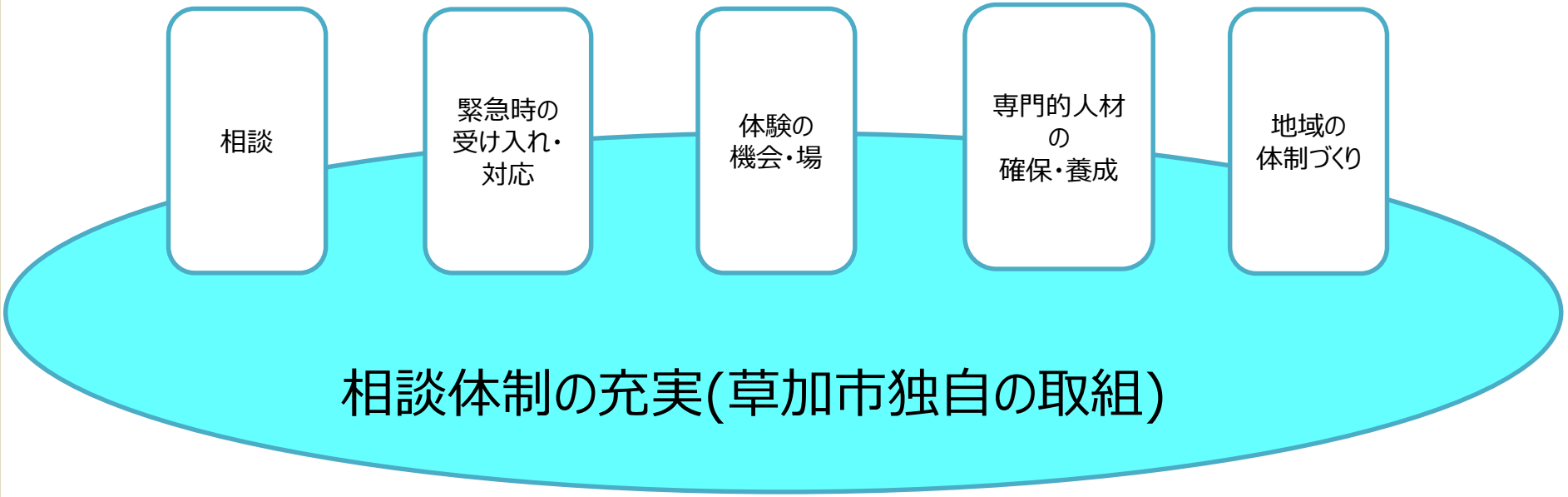

〇国から示されている５つの機能のうち、地域課題でもあり、草加市の目指す方向とも合致している「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」から整備を始めました。

→基本情報シートと地域生活支援拠点等との関係性の整理からスタートしました。

4 草加市地域生活支援拠点等の整備手法

〇既存の社会資源の中で、居住地支援の機能を一か所にまとめる多機能拠点整備型を整備することは、困難であるため、地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携する形である**面的整備型**で整備していきます。

SOKA CITY
©2020 草加市

2－(３) 草加市地域生活支援拠点等の機能について①

○ 令和３年度からスタートする機能

(１) 相談機能

(２) 緊急時の受け入れ・対応

(３) 体験の機会・場

(４) 専門的人材の確保・養成

(５) 地域の体制づくり

次年度は、４つの機能をスタートする予定です。

(３)体験の機会・場は次年度以降整備します。

★キーワード★

- **基本情報シート**： 今現在、計画策定時に作成している申請者の基本情報に係る書類に位置づけしているもの
  従来の書類様式から変更はないが当該書類作成時、記入していただきたい内容を追加するもの

  申請者の現状
  サービス利用等計画(案)
  サービス等利用計画

- **チェックシート**： 本人や家族の状態を数値化し、緊急度を数値化するシート。数値が一定数を超えている場合等にあんしんシートを作成する。

- **あんしんシート**： チェックシートの合計が一定数を超えた場合等に作成するシート。短期入所事業所への緊急入所、体験入所を見据え、詳細な情報を記載するシートで平常時の体験利用を促し、緊急時に備えるもの

SOKA CITY
©2020 草加市

2－(３) 草加市地域生活支援拠点等の機能について②

○ 相談体制の充実からの草加市地域生活支援拠点等の枠組み作り

➢ **基本情報シート**：既存の利用計画案の記載内容を整理することで、市内の事業所の情報の平準化を図る。

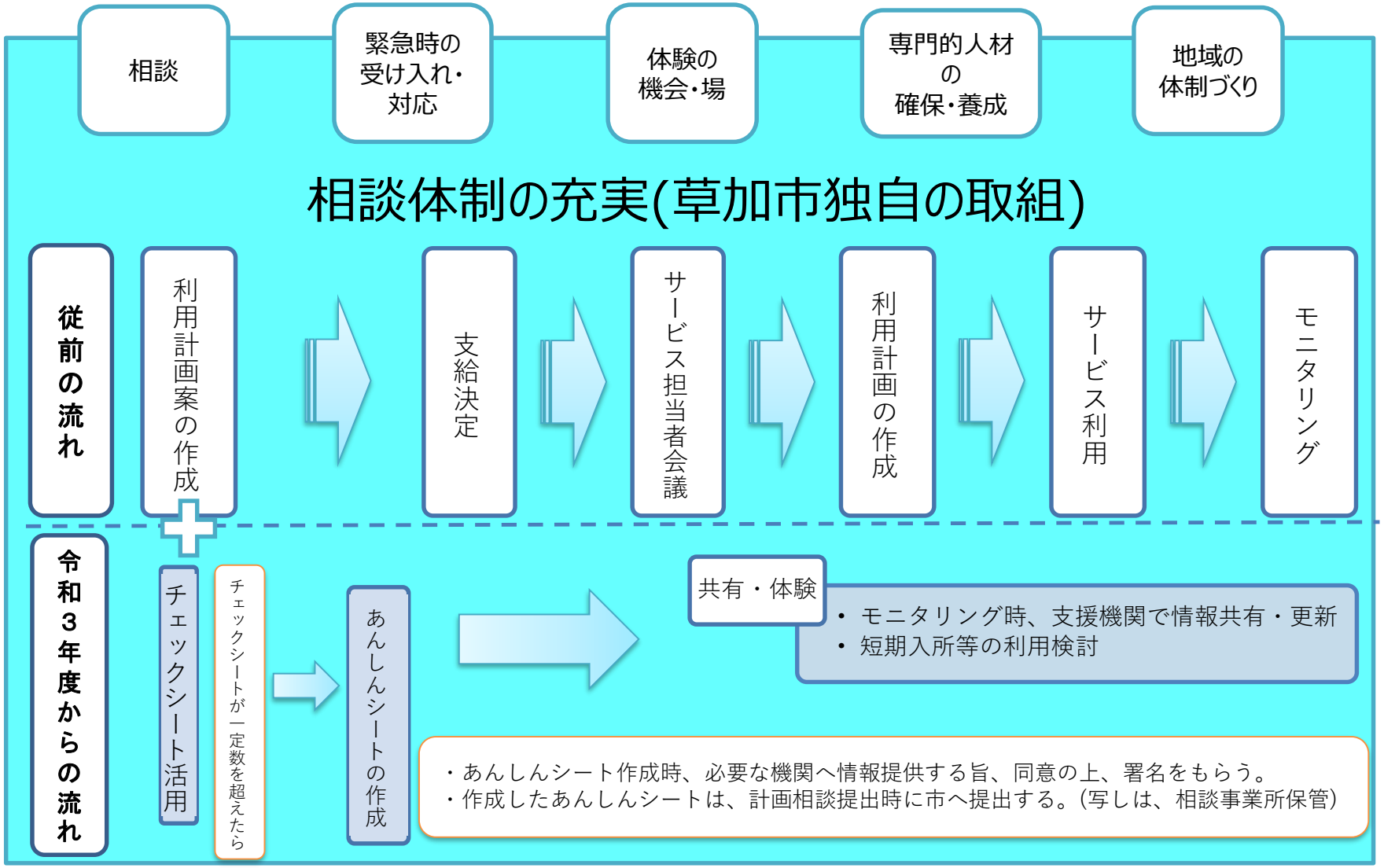

SOKA CITY
©2020 草加市

2－(３) 草加市地域生活支援拠点等の機能について③

(1) 相談機能

相談	①コーディネーターの配置【国の求める機能】 **⇒コーディネーターという個人でとらえるのではなく、各相談支援事業所ごとにコーディネート機能として整理【草加市の運用】**
	②緊急時支援が見込めない世帯の事前把握・登録【国が求める機能】 **⇒あんしんシート運用のスキームを利用し、当該世帯の事前把握・登録【草加市の運用】**
	③常時の連絡体制の構築【国の求める機能】 **⇒相談支援事業所のヒアリング結果等を踏まえ、令和３年度からは実施しない。【草加市の運用】**

○ コーディネート機能

○ 短期入所先や他の障がい福祉サービス受け入れ・利用の調整
○ 短期入所への緊急受け入れが必要な場合、７２時間以内に会議を開催

緊急時 ⇒ 相談支援事業所（コーディネート機能）
・基本情報シート
・チェックシート
・あんしんシート　を利用
⇔ 短期入所事業所 ⇒ 緊急処遇検討会議

SOKA CITY
©2020 草加市

2－(３) 草加市地域生活支援拠点等の機能について④

(2) 緊急時の受け入れ･対応機能

緊急時の受け入れ･対応	①短期入所を活用した常時の緊急受入れ体制の確保【国が求める機能】 **⇒あんしんシートで短期入所事業所が受け入れに当たって必要な情報を迅速に把握できる体制の整備【草加市の運用】**
	②介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急【国が求める機能】 **⇒平常時に短期入所を活用できるスキームを構築(下記図参照)【草加市の運用】**
	③医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能【国が求める機能】 **⇒基本情報シート、あんしんシートでスムーズに医療機関へ連絡できる状況の共有【草加市の運用】**

○ 短期入所の利用

平常時

①計画相談
- 個別計画策定のための聞き取り
- 原則、基本情報シートを作成(基本情報シートは、計画相談の中の様式に位置付ける。)
- チェックシートの作成

②あんしんシート
- チェックシートの合計数が一定数を超えている場合作成

③共有・体験
- モニタリング時、支援機関で情報共有・更新
- 短期入所等の利用検討

緊急時

①あんしんシートの運用
- あんしんシート作成対象者は、市もしくは基幹がリスト化し、緊急時の対応に備える。
- モニタリング時、短期入所の利用がされているか確認する。

②緊急時
- 緊急受け入れが必要な場合、７２時間以内に会議を開催し、利用者の処遇について方針を立てる。

③平常時支援
- 利用者が地域で生活できるように引き続きサポート

SOKA CITY
©2020 草加市

2－(３) 草加市地域生活支援拠点等の機能について⑤

(4) 専門的人材の確保・養成 ／ (5) 地域の体制づくり

専門的人材の確保・養成	**医ケア・行動障害・高齢化に伴い重度化した障害者に対して**
	①専門的な対応を行うことができる体制の確保【国が求める機能】 **⇒全体会(１部に該当)【草加市の運用】**
	②専門的な対応ができる人材の養成 **⇒年2回程度人材養成の研修を実施(全体会の２部に該当)【草加市の運用】**
地域の体制づくり	①コーディネーターの配置【国が求める機能】 **⇒相談機能のコーディネート機能を担う事業所【草加市の運用】**
	②地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保【国が求める機能】 **⇒自立支援協議会【草加市の運用】**
	③地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能【国が求める機能】 **⇒全体会(１部に該当)【草加市の運用】**

○ 草加市自立支援協議会との連動

～ 自立支援協議会イメージ図 ～

４月	５月	６月	７月	８月	９月
①相談	②くら	③就労	全体会	②相談	②くら

１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
②就労	全体会	③相談	③くら	③就労	全体会

凡例　相談：相談支援部会、くら：くらし部会、就労：就労支援部会

○全体会の設立

～設立の目的～

(1)各部会間での情報共有

(2)相談支援事業所を中心とした関係機関との連携案件の情報共有

⇒(地域共同支援加算の算定のための報告の場)

(3)人材養成の研修

～全体会の構成～

１部(草加市自立支援協議会)

⇒上記(1)・(2)に該当

２部(草加市自立支援協議会ではない) ⇒上記(3)に該当

SOKA CITY
©2020 草加市

3　草加市地域生活支援拠点等整備に係る令和３年度(2021年度)以降の動きについて

(3)　体験の機会・場の機能の構築

➢　体験の機会・場を整備するにあたっては、市が中心となり、草加市基幹相談支援センター等と協議を実施し、必要に応じて関係機関にご意見を伺いながら構築していく予定です。

ちなみに令和２年度(2020年度)は・・・・・
　相談機能、緊急時の受け入れ・対応を整理するにあたっては、基本的な方向性を草加市基幹相談支援センターと協議を重ね、自立相談支援協議会相談支援部会、短期入所事業所の皆様にご意見をいただき、制度を構築しました。

体験の機会・場の構築にあたって、草加市自立支援協議会をはじめとした障がい福祉サービス事業所等の皆様にご意見をいただく機会をもうけさせていただくことがあるかもしれません。

その際は、ぜひご協力よろしくお願いいたします。

○　草加市自立支援協議会を活用した地域生活支援拠点等の見直し

➢　令和３年度(2021年度)は、草加市地域生活支援拠点等の運用初年度であるため、実際制度を運用していく中での課題や改善点について、草加市自立支援協議会の各部会を活用していきたいと考えております。

➢　草加市自立支援協議会に参加している事業所は限られておりますので、草加市地域生活支援拠点等の運用の中で、実際に支援に携わった事業所の皆様が課題、改善点だなと考えることがございましたら、教えて下さい。

草加市民の方が安心して生活できるシステムを構築できるように皆様のお力をお貸しください。

SOKA CITY
©2020 草加市